

つながり相談できる体制づくり事業（地域アドバイザー）業務委託事業者募集要項

1 趣 旨

つながり相談できる体制づくり事業（地域アドバイザー）業務について、事業者に業務委託するにあたり、その事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定める。

2 募集事業者数

地域アドバイザー 2者

3 委託業務の概要

（1）委託業務名

つながり相談できる体制づくり事業（地域アドバイザー）業務

（2）委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

（3）委託業務の目的

つながり相談できる体制づくり事業（地域アドバイザー）（以下「事業」という。）は、奈良圏域以外の奈良県における相談支援体制の構築を図るため、相談支援に関する地域アドバイザーを配置して、総合的かつ広域的な相談支援を推進し、本県における地域での相談支援ネットワーク等の整備を進める。

（4）委託業務の内容

①奈良県における相談支援ネットワークづくり

ア 県自立支援協議会等において、奈良県における相談支援の問題点及び取組課題を踏まえ、ネットワークづくりのための会議、講習会、研修会の企画を行う。

イ 県が指示する伴走型支援者的人材育成、伴走型支援者からの相談対応及び伴走型支援者と関係機関との間の連絡調整等に関する指導・助言を行う。

②人材育成

ア 国主催研修会(相談支援従事者指導者養成研修)に参加するとともに、県が指示する県主催研修会(ファシリテーター研修、障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修、相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員養成研修、強度行動障害支援者養成研修、障害者権利擁護・虐待防止研修、サービス管理責任者基礎研修、サービス管理責任者実践研修、サービス管理責任者更新研修、主治医研修、医療的ケア児等コーディネーター養成研修、医療的ケア児等コーディネーターフォローアップ研修、精神保健福祉担当者研修等)に関する運営の補助を行う。

イ 県自立支援協議会人材育成部会委員として奈良県における障害福祉人材の育成を推進するとともに、県主催研修会等の課題等を検討する。

③地域における支援

ア 市町村障害福祉及び介護保険担当者、市町村担当課を通した障害児者相談支援事業所及び地域自立支援協議会等（以下「市町村等」という。）における困難な相談事例（個別ケース）について、市町村等に対し、関係機関が連携して支援を行うための助言、指導を電話及び訪問等により行う。対応にあたっては、県の指示に基づき、必要に応じて、統括アドバイザーと連携して実施するものとする。

イ 相談支援に係る地域自立支援協議会等を活性化するとともに、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点の設置及び運営に関する相談などにおいて助言、指導を行

う。対応にあたっては、県の指示に基づき、必要に応じて、統括アドバイザーと連携して実施するものとする。

ウ 県が指示する障害福祉サービス事業所等に対し、障害福祉サービスの質を確保するための助言、指導を電話及び訪問等により実施する。対応にあたっては、県の指示に基づき、必要に応じて、統括アドバイザーと連携して実施するものとする。

ただし、上記業務については、適切かつ効率的な業務の遂行をめざすことから協議のもと適宜業務の見直しや変更等を行うことがある。

(5) 委託金額の上限

1者あたり3,514,000円（消費税及び地方消費税を含む）を限度とする。
本委託業務の実施に必要な全ての費用を含む。
支払いは、業務履行確認後、一括して行う。

(6) 留意事項

本業務の実施については令和7年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできない。

4 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程(平成7年12月奈良県告示第425号)による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあっては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更正事件」という。)に係る同法による改正前の会社更生法(昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。)第30条の規定する更生手続開始の申立てを含む。)をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定(旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続き開始の決定を含む。)を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法(平成11年法律第225号)附則第2条による廃止前の和議法(大正11年法律第72号)第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかつたものとみなす。
- (6) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (7) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用してないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど

直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。

(10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

(11) 奈良県内に所在する、障害者総合支援法第5条第18項に定める特定相談支援事業
又は一般相談支援事業の指定を受けている法人であること。

5 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県福祉医療部障害福祉課自立支援係

電話番号 0742-27-8513

FAX番号 0742-22-1814

(2) 説明会について

本件業務にかかる説明会は実施しない。

(3) 参加申込書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書を提出すること。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

本件は、電子契約も可とする。電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を参加申込書とあわせて提出すること。

①参加申込書の提出書類

参加申込書（様式1）

※法人の概要がわかる資料（パンフレットやホームページを印刷した資料等）を併せて提出すること。

②提出期限

令和7年3月11日（火）午後5時まで

③提出先

（1）の担当部局に同じ

④提出方法

ア 上記あて持参又は郵送。持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで

イ 郵送により提出する場合は、簡易書留郵便とし、期限までに到着するように郵送すること。

ウ 提出後の提案書の差し替えは認めない。

⑤提出部数

各1部

⑥参加資格の適否の通知

参加申込書の内容を確認後、参加申込書提出者には参加資格の適格又は不適格の通知を行う。適格の通知があった者は、提案書を提出すること。

(4) 提案書等の提出

①提出書類及び提出部数（正1部、副5部提出）

・つながり相談できる体制づくり事業（地域アドバイザー）業務企画提案書（様式2）

提案書には次に示す項目を盛り込み、具体的に記載すること。

ア 本業務の実施に対する法人の考え方

- イ 相談支援に関する法人の実績
- ウ アドバイザー担当予定者の経歴と実績
- エ 現状と課題
 - (ア) 奈良県における相談支援ネットワークづくりの現状と課題、これまでの取組実績
 - (イ) 障害福祉人材の育成についての現状と課題、これまでの取組実績
 - (ウ) 地域における支援の現状と課題、これまでの取組実績
 - オ 今後の取組方針等
 - (ア) エ(ア)の現状と課題を踏まえた、今後の取組方針及び実施方法
 - (イ) エ(イ)の現状と課題を踏まえた、今後の取組方針及び実施方法
 - (ウ) エ(ウ)の現状と課題を踏まえた、今後の取組方針及び実施方法
- カ 事業の実施スケジュール
- キ 個人情報保護等管理体制
 - 個人情報等保護に関する従業者への効果的な研修計画 等
 - ※個人情報等の管理上の効果的な対策及び業務の実施に際して入手した個人情報等を扱う際の手順を記した手順書を添付すること
- ク 費用の積算内訳

※副本については、提案者が判別できるような記載及び用紙の使用は行わないこと。

②提出期限 令和7年3月24日（月）午後5時（必着）

③提出先 （1）の担当部局に同じ

④提出方法

- ア 上記あて持参又は郵送。持参の場合、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く午前9時から午後5時まで
- イ 郵送により提出する場合は、簡易書留郵便とし、期限までに到着するように郵送すること。
- ウ 提出後の提案書の差し替えは認めない。

⑤質問の受付

- ア 受付期間 令和7年3月5日（水）午後5時まで
- イ 受付方法 質問票（様式3）に必要事項を記載のうえ（1）の担当部局にファクシミリにて送付
 - ※送付後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。
 - ※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。
- ウ 回答方法 各者からの質問は、公正な競争を妨げるものを除き、「奈良県障害福祉課ホームページ」に随時公表する。
 - ※質問者への個別の回答は行わないものとする。
 - ※公表の際、質問者名は明示しない。

6 審査及び結果の通知

（1）審査方法

提案書は、奈良県が設置するつながり相談できる体制づくり事業（地域アドバイザー）審査委員会において別記審査基準により審査を行う。

提案者が3者以上の場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者及びその次に高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として2者選定する。ただし、審査の結果、評価項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

提案者が2者の場合は、各委員の合計得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。ただし、審査の結果、評価

項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

上記採点方法に関わらず、本事業の実施については受託事業者2者を必要としているため、受託事業者として特定される者が1者のみの場合または提案者が1者のみの場合は事業実施が困難となることから公募型プロポーザルを中止し、契約を行わない。

提案書については、令和7年3月27日（木）にプレゼンテーション及びヒアリングを行う。時間等詳細は、後日対象者に対して通知する。

（2）審査結果

審査結果は、令和7年3月28日（金）に、企画提案書の提出のあったすべての者に書面で通知する。また、審査結果についての異議申立は受け付けない。

（3）公表

選定結果は、提案書提出者に対し、令和7年3月28日（金）を目途に、書面により通知する。また、通知後速やかに、少なくとも契約期間中は、以下に掲げる事項について奈良県ホームページへの登載により公表する。なお、選定結果に対して、異議を申し立てることはできない。

- ① 業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日
- ② 受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点（ただし、受託者以外の業者名は公表しない。）

7 日程

令和7年2月28日（金）	公告
令和7年3月5日（水）	質問受付期限
令和7年3月7日（金）	質問回答
令和7年3月11日（火）	参加申込書受付期限
令和7年3月13日（木）	参加資格審査結果通知
令和7年3月24日（月）	企画提案書〆切
令和7年3月27日（木）	プレゼンテーション
令和7年3月28日（金）	業者決定通知

8 事業委託契約の締結

審査の結果、特定された最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則に基づき、双方協議のうえ、速やかに事業委託契約を締結する。

9 契約保証金

契約保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第19条に定めるところによる。

10 契約の不締結

最優秀提案者特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- （1）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- （2）暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- （3）役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- （4）役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、県が当該下請契約等の解除を求めたにも関わらず、これに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を県に報告せずまたは警察に届けなかつたとき。

11 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約が解除された場合は、受託者は契約金額の100分の10に相当する額（契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額）を損害賠償金として納付しなければならない。

- (1) 契約者について10の(1)から(5)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき。
- (2) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が10の(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。
- (3) 本契約に係る下請契約等に当たって、10の(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(2)に該当する場合を除く。）において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、それに従わなかつたとき。
- (4) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかつたとき。
- (5) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (6) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (7) 受託者に本業務への参加資格がないことが判明したとき。
- (8) 提出書類に虚偽又は不正があつたとき。

12 その他

- (1) 本プロポーザルに要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提案者が次の事項に該当した場合は、失格とする。
 - ①上記4に示した参加資格が備わっていないとき。
 - ②提出書類に虚偽又は不正があつたとき。
 - ③提出のあつた提案書等が様式及び記載すべき事項に適合せず、県の定めた期日までにその補正に応じないとき。
 - ④一以上の審査項目についての記載がなかつたとき。
 - ⑤委託金額の上限を超える見積書が提出されたとき。
 - ⑥プレゼンテーションに出席しなかつたとき。
 - ⑦その他不正な行為があつたとき。
- (3) 提出された書類は、書類の審査に使用する場合、必要部数を複写する場合がある。
- (4) 特定された提案者の書類は返還しない。しかし、特定されなかつた提案者の企画提案書は返却するものとする。
- (5) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要及び提案書等の情報開示を行う場合がある。

(6) 事業実施による成果物の一切の著作権については委託者である奈良県に帰属するものとする。